

令和8年度

英知を結集した原子力科学技術・
人材育成推進事業

—課題解決型廃炉研究プログラム—

募集要項



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

令和8年3月

目次

I. 公募の内容	1
1. 趣旨	1
2. 本プログラムの概要	3
3. 応募対象機関	6
4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間	10
II. 実施方法	11
1. 事業実施体制	11
2. 募集から契約までのスケジュール	13
3. 提案書類の受付等	14
4. 審査	15
5. 採択	18
6. 課題の管理と評価	19
III. 計画の策定と提案書類の作成	20
1. 事業代表者・事務連絡担当者の指定	20
2. 提案書類の作成	20
3. 提案書類の記載内容	24
IV. 委託研究契約	41
1. 委託研究契約の締結	41
2. 委託費の範囲及び積算等	41
3. 研究成果の取扱い	42
4. 取得資産の取扱い	43
V. 研究費の適正な執行について	44
1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠した体制整備について	44
2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠した「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	44
3. 不正使用及び不正受給への対応	45
4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠した体制整備について	47
5. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠した取組状況に係るチェックリストの提出について	47
6. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠した研究活動における不正行為に対する措置について	48
7. 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	50
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	50
9. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	51
10. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩に対する対処)	51
11. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について	53
12. 関係法令等に違反した場合の措置	53
13. 府省共通経費取扱区分表について	53
14. 費目間流用について	54
15. 繰越について	54
16. 年度末までの研究期間の確保について	54
17. 社会との対話・協働の推進について	54
18. 研究データマネジメントについて	54
19. 研究設備・機器の共用促進について	55
20. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について	56
21. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	57
22. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	58
23. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	58

24. URA等のマネジメント人材の確保について	59
25. 論文謝辞等における体系的番号の記載について	59
26. NBDCからのデータ公開について	60
27. 動物実験基本指針における外部検証の受検について	60
28. ナショナルバイオリソースについて	61
29. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	61
VI. Q&A	62
(別紙1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ	66
(別紙2) 直接経費及び間接経費について	68
(別紙3) 府省共通経費取扱区分表について	71
問合せ先	74

I. 公募の内容

1. 趣旨

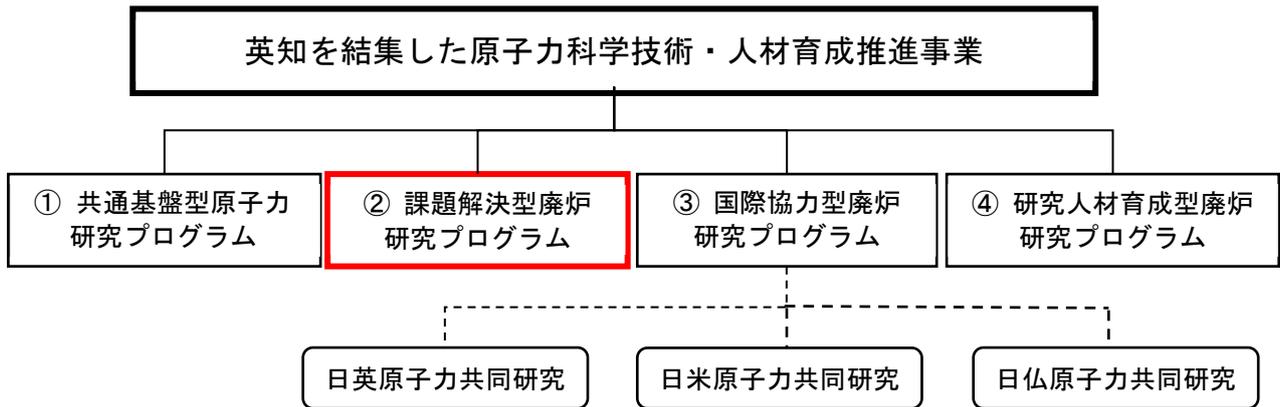
東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以下、「1F」という。）の事故は、我が国において過去に類を見ないものであり、その廃止措置（以下、「1F廃炉」という。）については長期にわたる継続的な取組が必要とされています。1F廃炉は、通常の原子力発電所の廃炉と異なり、放射性物質により汚染された過酷環境での作業が要求されます。そのため、1F廃炉の完遂のためには、過酷環境下における廃炉作業を支える基礎・基盤的な研究開発の継続、長期にわたる1F廃炉作業を支える多様な研究者層の育成が不可欠です。

これらの課題に対し、文部科学省では、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン（平成26年6月文部科学省）」等を踏まえ、平成27年度から「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」（以下、「本事業」という。）を立ち上げ、「戦略的原子力共同研究プログラム」、「廃炉加速化研究プログラム」及び「廃止措置研究・人材育成等強化プログラム」を推進してきました。具体的には、国内外の英知を結集し、国内の原子力分野のみならず様々な分野の知見や経験を、機関や分野の壁を越え、国際共同研究も含めて緊密に融合・連携させることにより、原子力の課題解決に資する基礎的・基盤的研究や産学が連携した人材育成の取組を推進しています。

一方、日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」という。）では、平成27年に廃炉国際共同研究センター（現、廃炉環境国際共同研究センター、以下、「CLADS」という。）を組織し、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」等を踏まえ、東京電力ホールディングス（株）（以下、「東京電力」という。）1F廃炉に係る研究開発を進めています。また、平成29年4月にCLADSの中核拠点である「国際共同研究棟」の運用を開始したことを踏まえ、今後はCLADSを中核に、1F廃炉の現場ニーズを踏まえた国内外の大学、研究機関等との基礎的・基盤的な研究開発及び人材育成の取組を推進することにより、廃炉研究拠点の形成を目指すことが期待されています。

このため、本事業では平成30年度の新規採択課題から実施主体を文部科学省からJAEAに移行することで、JAEAとアカデミアとの連携を強化し、廃炉に資する中長期的な研究開発・人材育成をより安定的かつ継続的に実施する体制を構築することとし、従来のプログラムを、①共通基盤型原子力研究プログラム、②課題解決型廃炉研究プログラム、③国際協力型廃炉研究プログラム、④研究人材育成型廃炉研究プログラムに再編しました。

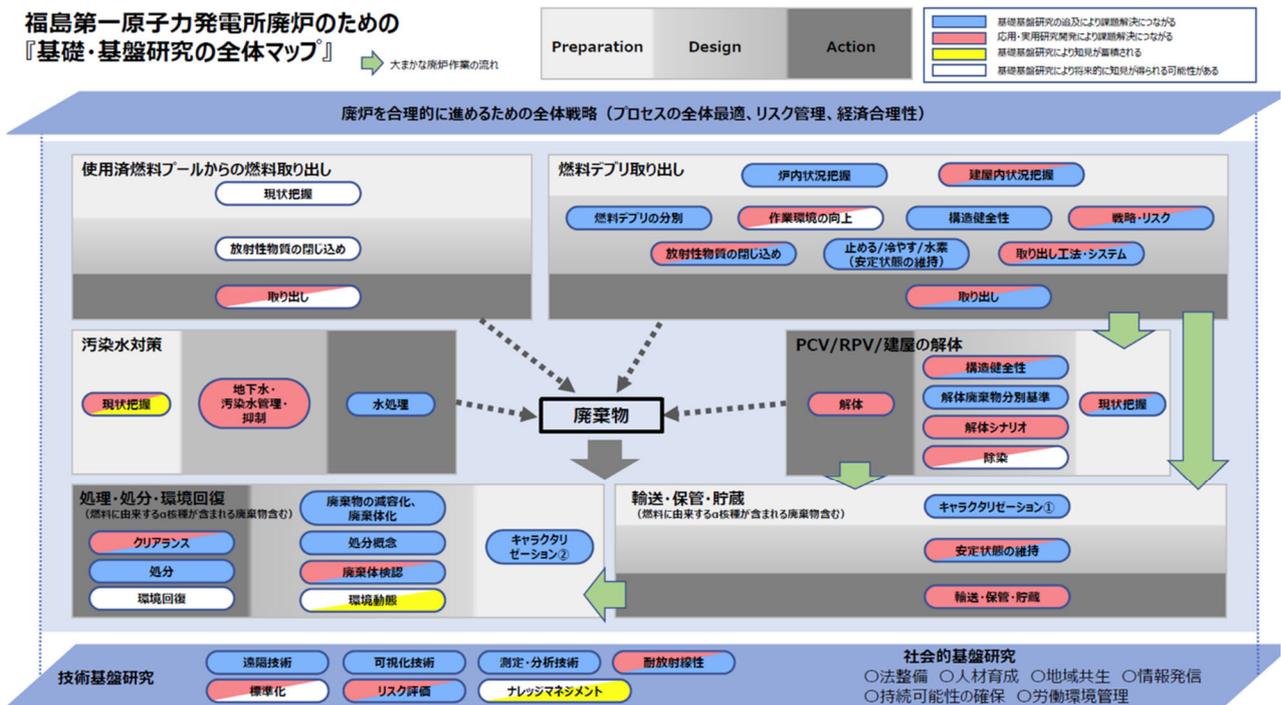
本募集要項は、このうちの②課題解決型廃炉研究プログラム（以下、「本プログラム」という。）についてのものです。



現在の「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」の概略図

2. 本プログラムの概要

本プログラムでは、廃炉基盤研究開発課題、潜在的な廃炉課題など、1F廃炉を着実に進展させるためのニーズに基づいた研究開発の推進により課題解決を目指すため、JAEAが現場のニーズ、6つの重要研究開発課題、大学等が有する研究シーズ等を俯瞰的に分析して作成した「基礎・基盤研究の全体マップ」の中で、「基礎基盤研究の追求により課題解決につながる（青色評価）」と評価された課題の解決に資する提案を募集します。当該青色評価には青色評価を含むグラデーションで表現されているものも含まれます。



「基礎・基盤研究の全体マップ」

【URL】 <https://clads.jaea.go.jp/jp/rd/map/map.html>

募集にあたっては、「基礎・基盤研究の全体マップ」の廃炉プロセスを以下の3つに分類し、それぞれのプロセスの研究分野を考慮して採択します。

- 「汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、PCV/RPV/建屋の解体」
- 「輸送・保管・貯蔵（燃料デブリに由来するα核種が含まれる廃棄物を含む）、処理・処分・環境回復（燃料デブリに由来するα核種が含まれる廃棄物を含む）」
- 「技術基盤研究」

また、令和8年の「基礎・基盤研究の全体マップ」の改定段階で、廃炉現場のニーズから抽出された特定ニーズを次表に示します。上記「基礎・基盤研究の全体マップ」のニーズに加え、特定ニーズにつながるアイデアについても積極的な提案を期待します。

以上のように、本プログラムでは1F廃炉を着実に進展させるためのニーズに基づいた研究開発を行っていますが、各ニーズが求める研究開発成果の活用時期などニ

ズ側が求める詳細な内容については、上述の「基礎・基盤研究の全体マップ」のホームページ上に示しているため、応募の際には必ず内容をご確認ください。

併せて、本プログラムの成果の活用先である東京電力においても、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」や原子力規制委員会のリスクマップに掲げられた目標を達成するための廃炉全体の主要な作業プロセスを示した「廃炉中長期実行プラン」を以下のウェブサイトにて公表しているため、こちらも参考にしてください。

【URL】 <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/plan/>

特定ニーズ

基礎・基盤研究の全体マップ上の位置づけ	特定ニーズ
<p>【廃炉プロセス】 処理・処分・環境回復（燃料に由来するα核種が含まれる廃棄物含む）</p> <p>【検討対象】 処分概念</p> <p>【課題】 ・ 処分概念の構築（処-203） ・ 性能評価（処-204）</p>	<p>ニーズ：1F 水処理二次廃棄物の長期的な特性評価と新たな処分概念の技術的成立性の検討</p> <p><具体的ニーズ> 福島第一原子力発電所における水処理過程で発生する二次廃棄物（例：KURION/SARRY 吸着材、ALPS スラリー・スラッジ、ゼオライト土嚢等）は、脱水・乾燥後、安定な形態に固化して処分することが想定されている。この固化処理には、常温処理（セメント系、AAM 系）、中温処理（リン酸塩系）、高温処理（ガラス固化）などが検討されており、経済産業省の廃炉・汚染水・処理水対策事業などにおいて研究開発が進められている。</p> <p>一方、これら二次廃棄物の廃棄物ストリーム（保管管理・処理・処分）のオプションの幅を広げるという観点から、「脱水・乾燥だけを行い長期的な保管管理と処分を行うこと」についても、基本的な成立性を検討しておくことが好ましい。</p> <p>この観点から、乾燥処理後の廃棄物の物理的特性、化学的特性、放射線が誘起する反応、容器との相互作用、その他の信頼性や安全性に関わる課題等について包括的に調べるとともに、この長期的な保管・管理と処分を可能とするような安全の考え方や方策の提案を求める。</p> <p>本特定ニーズでは、KURION/SARRY 吸着材を対象とし、これらの課題を解決することを目的として、以下の研究を求める。</p> <p>○脱水・乾燥した吸着材について、放射線の影響を考慮して、保管・管理・処分の安全評価に必要な長期的な物理・化学的特性や安定性の評価を行う。その際、長期的な特性を短期間で評価するための評価項目と手法についても提案する。</p> <p>○その特性を踏まえ、複合的な現象を考慮して、長期間の保管・管理、および、種々の形態の埋設処分を行った場合に想定される吸着材の長期的な挙動を、成立しうる処分概念について、ニアフィールド挙動に基づくストーリーボード（評価シナリオ・概念モデル等）を示す。</p> <p>※. 本公募では、KURION/SARRY 吸着材を対象とする。 他種類（ALPS スラリー・スラッジ、ゼオライト土嚢等）については、比較検討や知見の適用可能性がある範囲で扱ってもよいが、必須ではない。</p>

3. 応募対象機関

(1) 応募対象者の要件

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究機関、企業等に所属する者とし、申請者は、申請する課題を取りまとめ運営管理を行う「事業代表者」（「Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成」参照）及び「事業代表者が所属する機関の代表者」とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人^{*1}を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）

研究チームの構成にあたっては、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属について、応募前に受託者と再委託先の間で取決めてください。

なお、応募から事業終了に至るまでの間に研究者自らの意思に基づく応募資格の喪失、所属機関の変更、退職、人事異動、長期外国出張その他の理由により、事業代表者及び研究等（「採択課題」において実施する研究・人材育成等をいう。）の研究分担者（研究責任者、研究者）としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、事業代表者及び研究分担者となることを避けてください。特に、所属機関の変更が見込まれる者が研究分担者となる場合は、その可能性が生じた段階（応募前であれば、応募の段階）で、申し出てください。また、事業代表者の所属する機関が予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること^{*2}、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び暴力団等に該当しない者であることを必要としますので、所属機関の経理担当部署等に確認の上ご応募ください。さらに、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。なお、本公募においては、課題の申請時には暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出は要しませんが、応募課題が採択された場合、提出を求められます。

※1 JAEAに所属する者は、事業代表者としての応募はできませんが、連携機関として研究体制に参画することは可能です。

※2 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。

(2) 実施体制の条件

1 F 廃炉は長期に渡る困難な課題であり、長期的に廃炉に携わる若手研究者の育成が非常に重要です。そのため、本プログラムでは、次世代の廃炉研究者の育成にも焦

点をあて、多くの若手研究者の参画を期待するとともに、1 F 廃炉の課題を解決する実施体制を構築していただきます。また、困難な課題を解決するため、複数の機関の連携による英知の融合と相乗効果を求めます。実施体制の構築にあたっては、以下の条件に留意してください。

- ・令和8年4月1日時点で39歳以下の若手研究者が1名以上、事業代表者又は研究責任者（1人以上の研究者が実施する研究に責任を負う者）として参画することを必須とします。但し、事業代表者の年齢については問いません。また、若手研究者が事業代表者になることも可とします。
- ・「提案課題全体の研究計画（様式2）」の作成にあたっては、若手研究者の役割と責任を明確にしてください。また、若手研究者が研究責任者としての役割を果たすために必要な経費を明確にして計上してください。
- ・複数の機関が再委託先等として参画した応募を必須とします。（単一機関による応募はできません。）
- ・連携機関の中で研究分担（役割）を明確にした上で、全体の研究計画、連携体制、各機関の実施内容を様式2に明確に記載してください。

（3）不合理な重複・過度の集中に対する措置

1）不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費その他の研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの^{※3}。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）となります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の公募事務局に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※3 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間^{※4}に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の公募事務局に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※4 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

3) 不合理な重複及び過度の集中排除の方法

競争的研究費その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、事業代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフ

オートに係る情報のみ)の提出を求めます。

- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費その他の研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに留意ください。

- (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報(研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援^{*5}を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報)について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※5 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

4) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費制度の担当課間で共有することがあります。

4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間

プログラム名	採択予定 件数	実施経費 (1件当たり年間) (間接経費を含む)	実施期間
課題解決型廃炉研究プログラム	3件程度	4,000万円以内	3年以内
	2件程度	2,000万円以内	3年以内

- ※ 審査の結果、初年度に条件付き若しくは、フィージビリティスタディとして実現可能性を見極めることを条件に採択を行う場合があります。
- ※ 令和8年度予算の成立を前提としているため、実施経費の上限に変更が生じる可能性があります。また、翌年度以降の予算状況等によっては各年度の実施経費の上限に変更が生じる可能性があります。
- ※ 本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にリサーチアシスタント（以下、「RA」という。）等として雇用することを期待します。詳細は、「V. 研究費の適正な執行について」、「20. 博士課程学生の処遇の改善について」のとおりです。
- ※ 採択機関には、国内の研究者ネットワーク構築を目指す、次世代イニシアティブ廃炉技術カンファレンス（NDEC）に積極的に参画することを期待します。

(注) 実施経費は、研究に係る直接経費と直接経費の30%である間接経費で構成されます。ただし、JAEAが連携機関として参画する場合には、JAEA分の間接経費は計上できません。なお、間接経費の取扱いについては、「競争的研究費の間接経費の執行にかかる共通指針（令和5年5月31日改正）」を参考にしてください。

【URL】 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

実施期間終了後、本事業の有効性や成果を評価するために、1F廃炉現場への成果適用状況や、採択された課題を通じた、就職等の現況調査について等、フォローアップ調査への協力を採択の条件とします。

II. 実施方法

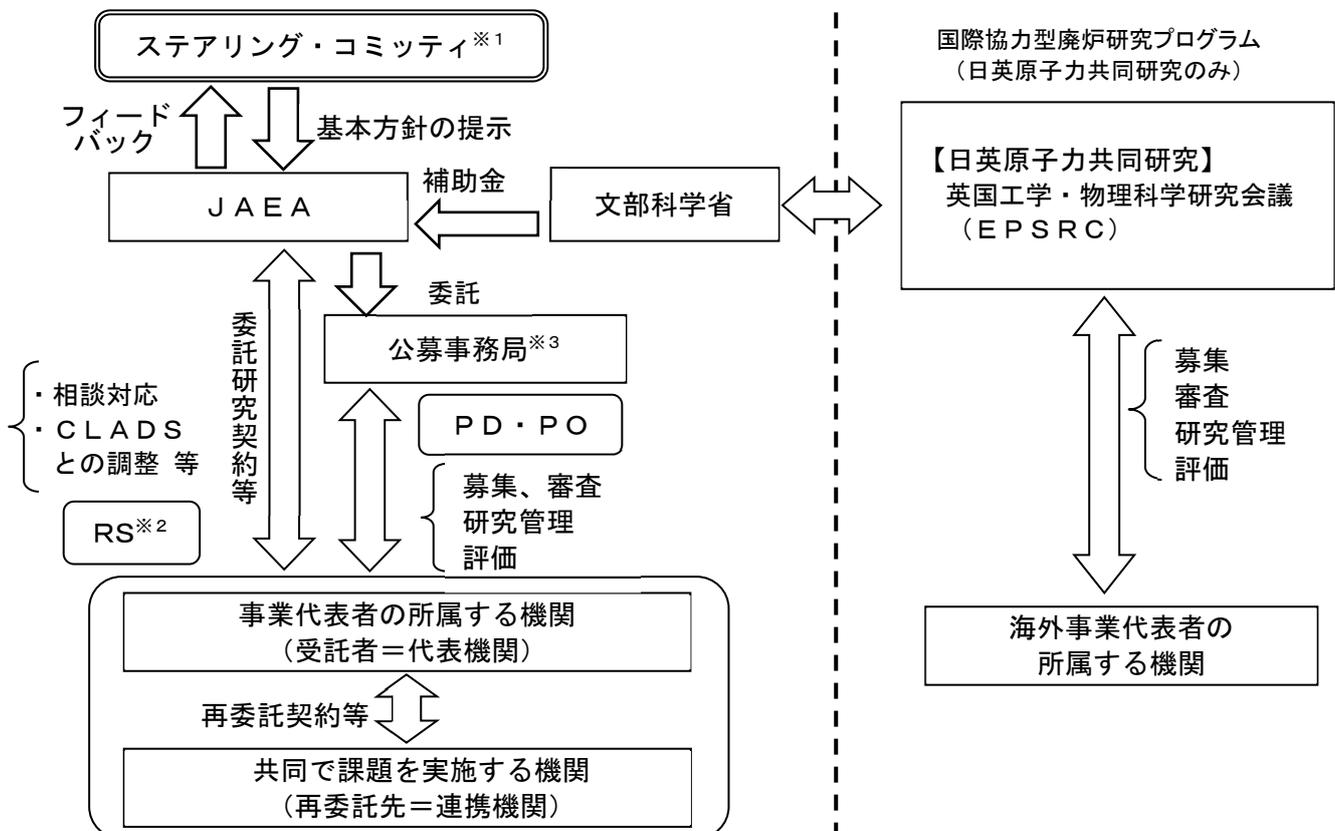
1. 事業実施体制

本事業においては、課題を実施するために必要な施設、人員、技術等を備えた事業代表者が所属する機関（以下、「受託者」という。）と JAEA が単年度ごとに委託研究契約を締結し、受託者が JAEA に代わって研究等を実施することになります。なお、委託研究契約の締結等に係る詳細は「IV. 委託研究契約」に示します。

本事業では、優れた成果を生み出し、その成果を廃炉現場に着実に橋渡ししていくため、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）とリサーチサポーター（以下、「RS」という。）を配置します。

POは、各研究プログラム内の成果の最大化のためにPDの下で課題の募集、採択審査・選定、研究管理、評価等の研究マネジメントを実施します。また、RSは、事業代表者からの相談対応やCLADSとの調整等の事業代表者に寄り添った研究支援を行います。なお、本事業のプログラムについては、NDFや東京電力等と協調して進めます。

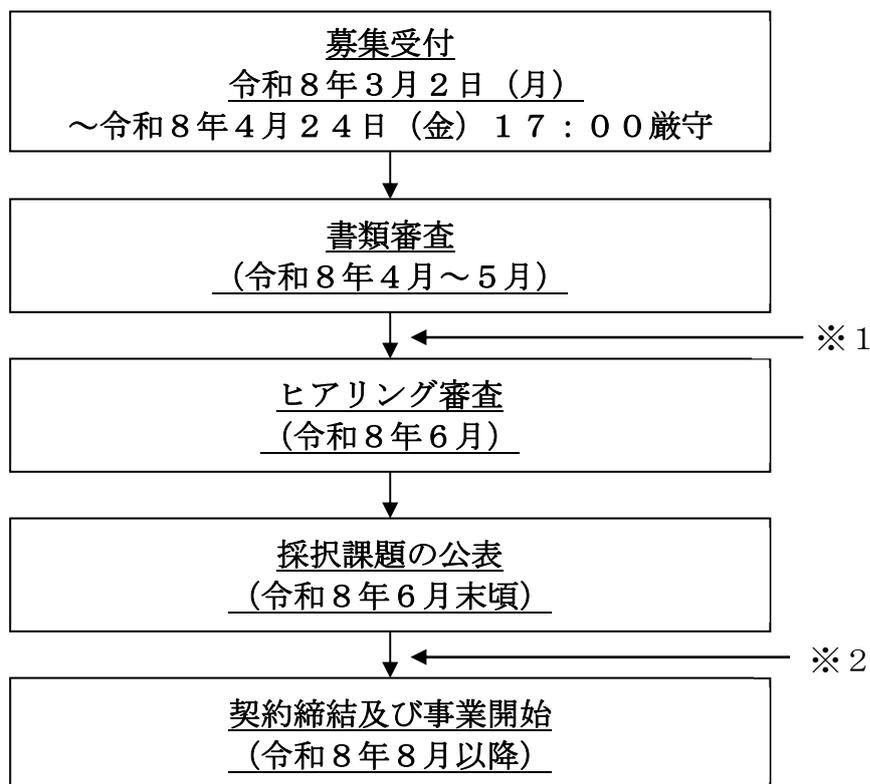
採択された課題については、受託者と JAEA との間において委託研究契約を締結します。JAEA と受託者との委託研究契約に係る事務手続き等は、公募事務局が行います。受託者が課題を実施するに当たって、共同で課題を実施する機関（以下、「再委託先」という。）に、課題の一部を再委託することができます。



- ※1 ステアリング・コミッティは、文部科学省、経済産業省、NDF、東京電力、JAEA、有識者等が参画し、本事業の基本方針を定めます。
- ※2 各採択課題ごとにCLADSにてRSを選定し、事業代表者に寄り添った研究支援を行います。
- ※3 公募事務局は「問合せ先」を参照ください。

2. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



※1 ヒアリング審査対象課題の事業代表者にヒアリング審査の実施について連絡をします。

※2 事業代表者に採択の可否を連絡します。

また、オンラインによる募集説明会を開催します。さらに、募集内容のオンデマンド配信も行います。なお、募集説明会へ出席しなくても応募は可能です。

募集説明会及びオンデマンド配信は以下のウェブサイトから行います。

開催方法	日時	URL
募集説明会 (オンライン開催)	【第1回】3月10日 (火) 10時00分～ 【第2回】3月17日 (火) 15時30分～	https://clads2.jaea.go.jp/c0438868483
オンデマンド配信	3月19日(木) 以降公開予定	https://www.kenkyu.jp/nuclear/application/index.html

3. 提案書類の受付等

課題の募集期間（提案書類受付期間）及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、e-Radによる方法とし、提案書類は提案書類受付期間内に登録してください。（「Ⅲ. 2. 提案書類の作成」及び「（別紙1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ」を参照）

最終的に事業代表者の所属する機関の承認まで必要であり、e-Rad上で機関から提出している状態になっているかを必ず確認してください。また、締切り間際はe-Radの負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取って応募を完了してください。

このe-Radを通じて、内閣府に研究成果・会計実績を含めた各種の情報を提供することになります。また、これら情報の作成のため、採択された課題に係る各年度の研究成果・会計実績について、e-Radでの入力をお願いします。

（1）提案書類書式の入手方法

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手については、以下のいずれかのウェブサイトからダウンロードしてください。

・ J A E A :

【URL】 <https://clads.jaea.go.jp/jp/eichijigyo/index.html>

・ e-Radポータルサイト :

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/>

・ 公募事務局 :

【URL】 <https://www.kenkyu.jp/nuclear/>

（2）提案書類受付期間

令和8年3月2日（月）～ 令和8年4月24日（金）17:00（厳守）

（3）情報の取り扱い

提案書類は、研究提案者の利益の維持、個人情報保護等の観点から、秘密を厳守し、審査、採択課題の研究推進・管理及び事業代表者から承諾のあった用途以外の目的には使用しません。

なお、1F廃炉現場への活用の是非等について検討する目的の場合に限り、事業代表者から承諾を得た上で、経済産業省、NDF、東京電力及びJAEAから委託を受けた者に提供して使用することがあります。

4. 審査

課題の採択に当たっては、プログラムの担当POと複数名の有識者からなる審査委員会において採択課題候補案を選定し、PD・PO会議の審議及び文部科学省の同意を経てCLADSセンター長が決定します。

(1) 審査方法

審査委員会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。具体的には、応募された課題ごとに、様式不備の有無、対象とする研究分野及び応募の要件との合致性を確認するとともに、以下に定める審査基準に基づいて、審査委員会による書類審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査は、書類審査によって選考された課題のみ実施します。また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

提案された課題は、以下の評価基準に基づき総合的に審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した結果の総合評価とします。採択予定数については、「I. 4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間」を参照してください。

審査に際しては、本プログラムの目的を鑑みて、以下の重みづけにより配点することとし、これ以外に(3)のワーク・ライフ・バランス等の取組についても評価の対象とします。

項目	課題解決型
i) 福島第一原子力発電所廃炉ニーズとの関係性	50%
ii) 研究内容	50%

[i)～ii)の評価基準] (別途、評価割合を設定する。)

- S (10点) : 審査基準の要求を十分に満たし、特に優れた提案である。
A (7点) : 審査基準の要求を十分に満たし、優れた提案である。
B (4点) : 審査基準の要求を概ね満たした、良い提案である。
C (1点) : 審査基準の要求について十分ではない、又は、並みの提案である。

i) 福島第一原子力発電所廃炉ニーズとの関係性

本プログラムについては、「基礎・基盤研究の全体マップ^{*1}」上で「基礎基盤研究の追求により課題解決につながる(青色評価若しくは青色評価を含むグラデーション)」と評価されたニーズとの関係性が明確であること。なお、青色評価に該当しないニーズへの提案については、ニーズとの関係性が明確に示されていること。

提案の研究が具体的ニーズの少なくとも1つを解決することが望ましい。具体的ニーズがない場合には、ニーズに対する貢献の道筋を明確化すること。

- ・期待される研究成果が、ニーズとマッチしていること。

- ・研究成果の得られる時期が、必要とされる時期と適切に対応していること。

※1 【URL】 <https://clads.jaea.go.jp/jp/rd/map/map.html>

ii) 研究内容

ii-1) 研究目標の妥当性

- ・研究目標が、本事業の目的や最新の廃炉のニーズを踏まえて具体的かつ適切に設定されているか。また、課題の設定が、本プログラムのテーマ設定や研究目標に対して適合しているか。
- ・研究目標が、廃炉に貢献することを目指し、国家プロジェクトなどの最近の動向を正確に把握し、適切に設定されているか。
- ・廃炉に対する、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
- ・想定される投稿論文数、口頭発表数、特許数、プレス発表数等、具体的活動目標が示されているか。

ii-2) 研究内容の革新性、独創性、新規性

- ・革新性や独創性に富んだ先端的研究であるか。
- ・国内外の状況からみて、新規性が十分であるか。
- ・技術的な妥当性があるか。

ii-3) 研究効果及び研究の有効性、発展性、相乗効果

- ・研究の成果が、廃炉に寄与することを期待できるか。
- ・研究の成果が、廃炉に関する課題の解決に役立つことを見据えており、研究終了後実用化に当たって必要となる課題を認識しているか。
- ・科学技術の発展や原子力の基盤技術の強化に関して意義があり、他の技術分野への波及効果を期待できる研究であるか。
- ・研究が社会や廃止措置の現場のニーズの持つ課題の解決に役立つことを見据えており、それに対して、この期間で何ができるかということが把握できているか。

ii-4) 研究計画、研究遂行能力、研究体制の妥当性

- ・実施項目が適切に過不足なく設定され、目標達成に向けて年次計画が適切に示されているか。
- ・課題解決に向けて、研究組織の分野横断的な有機的連携が保たれ、事業代表者及び研究分担者（研究責任者、研究者）が事業の終了まで責任をもって研究が効果的に進められ、卓越した成果をあげることが期待できるか。
- ・実施体制に含まれる研究者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験、実績を有しており、本事業の実施期間中に研究を円滑に推進できるか。
- ・研究を実施する設備・体制などの当該研究の基盤は適切に整備されているか。
- ・39才以下の若手研究者が、事業代表者又は研究責任者の役割として1名以

- 上研究体制に入り、研究目標に対して役割と責任が明確になっているか。
- ・複数機関との連携がなされているか（単一機関のみの応募は不可）。

ii-5) 応募実施経費の妥当性

- ・実施経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。
- ・39才以下の若手研究者の事業代表者又は研究責任者に対して、その役割を果たすために必要となる経費が計上されているか。
- ・JAEAが連携機関として参画する場合、経費の適切な計上がなされているか。

なお、審査に当たっては、以下の事項についても総合的に考慮します。

- ・原子力以外の分野における知見や技術等との融合
- ・JAEA内の設備の積極的利活用（CLADS国際共同研究棟（富岡地区）^{※2}、CLADS（南相馬地区）^{※3}、檜葉遠隔技術開発センターを含む供用設備^{※4}、試験研究炉、ホットラボ、照射施設等）
- ・実用化に向けた連携・取組

※2 CLADS国際共同研究棟（富岡地区）における主要設備について

【URL】<https://www.kenkyu.jp/nuclear/application/r1/facilitylist.pdf>

※3 CLADS（南相馬地区）における研究開発技術について

【URL】<https://fukushima.jaea.go.jp/fukushima/introduction/>

※4 原子力機構の施設供用制度について

【URL】<https://tenkai.jaea.go.jp/facility/3-facility/01-intro/index-02.html>

(3) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価

以下のいずれかの認定等がある場合には、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。複数の認定等に該当する場合は、最も認定段階が高い区分により加点を行うものとする。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けていること。

その他、特記すべき事項等があれば、その内容について、それぞれ提案書類の（様式2）の「ii-4 研究計画、研究遂行能力、研究体制の妥当性」に記載してください。

5. 採択

(1) 採択結果の通知

公募事務局から、事業代表者に対して審査結果（採択の可否）の通知書を送付します。なお、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けません。また、採択に当たっては、課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

(2) 条件付き採択、フィージビリティスタディ採択

審査の結果、初年度に条件付き若しくは、フィージビリティスタディとして実現可能性を見極めることを条件に採択を行う場合があります。その場合には、研究開始時期や研究の進捗状況を踏まえてPD及びPOが定めた時期までの自己評価結果に基づき、PD及びPOが継続可否を判断します。継続可否を判断する時期については、事前に事業代表者に通知するものとします。契約締結時期は、継続可否の判断時期により変動します。

(3) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、課題名、所属研究機関名、事業代表者名、課題概要、実施経費及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜、本事業のホームページにおいて公表します。

(4) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的にresearchmap に登録くださるよう、協力をお願いします。

6. 課題の管理と評価

POが中心となって、課題の進捗状況を把握し、必要に応じ助言や研究計画の変更等の指示を行う等、適切な課題管理を実施します。さらに、課題の事後評価を実施します。

(1) 課題管理

全ての課題について、毎年度研究成果報告書等を提出していただきます。POや有識者等による進捗状況の確認や課題実施場所等における研究状況の確認を行います。経理面の確認も随時課題実施場所等で行います。

また、成果について、報告会等で報告等を求める場合もあります。

さらに、福島県における研究会等の開催（若しくは、福島リサーチカンファレンス等への参加）による研究者間の人材ネットワーク形成への積極的協力や本事業による発表論文の別刷等の提供による知財集約への協力を求める場合があります。

(2) 事後評価

全ての課題は、実施期間終了後、事後評価を実施し、その結果を公開します。

(3) フォローアップ調査

実施期間終了後、本事業の有効性や成果を評価するために、採択された課題について、フォローアップ調査への協力を採択の条件とします。

Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成

1. 事業代表者・事務連絡担当者の指定

本事業への応募にあたっては、事業代表者と事務連絡担当者を指定してください。提案書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行います。

(1) 事業代表者

事業代表者は、申請する課題を取りまとめ運営管理を行う者であり、原則として申請機関（自ら研究を実施する国内の大学、研究機関、企業等）に所属する職員等とします。

本事業においては、一人の事業代表者が同一プログラム内の複数の課題の事業代表者となって、同時に研究を実施することはできません。ただし、事業代表者が他の課題における研究チーム内において研究の実施者となることは可能です。

(2) 事務連絡担当者

本事業への応募に当たっては、公募事務局との事務連絡を速やかに行うことができ、また、常に事業代表者と連絡をとることができる事業代表者と同じ機関に所属する担当者（以下、「事務連絡担当者」という。）を指定してください。なお、事業代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

2. 提案書類の作成

(1) e-Rad を利用した提案書類の作成・提出等

1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

※ e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から各種申請の手続きをお願いします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

- (i) e-Rad 使用にあたる事前登録 (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>) 応募時までには研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>)から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手したID、パスワードでe-Radにログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Radポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10. 研究機関手続き編」「11. 研究機関事務分担者手続き編」「12. 研究者手続き編」を参照してください。

<注意事項>

研究機関に所属しない研究者においては、上記①②によらず、e-Rad上は「研究者（個人登録）」として登録してください。

(ii) e-Radでの応募申請

・研究機関による応募課題の提出

e-Radポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了です。

・研究者による応募課題の提出

e-Radポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締め切り日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締め切り日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、公募事務局まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締め切り日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に公募事務局に問い合わせてください。
- ② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要項を熟読のうえ、注意して記入してください。

3) その他

(i) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業概要に関する問い合わせは、JAEA 廃炉環境国際共同研究センターにて受け付けます。提案書類の作成・登録に関する手続き等に関する問い合わせは、公募事務局にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業ホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。また、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

なお、各問合せ先は、巻末の問合せ先を参照ください。

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(2) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、事業代表者名、予算額及び実施期間）については「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(3) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、

e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(2) 提案に当たっての注意事項

1) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする事業代表者は、所属する機関（JAEAと直接委託契約を締結する機関）の長及び事務連絡担当者の了承を取った上で提案書類を登録してください（e-Radでの提案時に必須です）。

また、複数の機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての機関の了承を取った上で登録してください。

2) 提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、2年度目以降の課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3) 対象外となる提案

以下に示す課題の提案は本事業の対象外となりますので、審査の対象になりません。

- i) 単に既成の設備備品の購入を主目的とする提案
- ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを意図している提案
- iii) その他、本事業の趣旨に沿わないことが明らかな提案

(3) その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、注意して記入してください（提案書類のフォーマットは変更しないでください）。提案書類の差し替えは固くお断りいたします。なお、提案書類の返却は致しません。

また、提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので下記の点にも注意して作成してください。

- ・提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び様式に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- ・提案書類の作成はカラーも可としますが、公平性の観点から審査はモノクロ印刷した書類で行います。
- ・入力する文字のサイズは10.5ポイントを用いてください。
- ・数値は原則として半角で入力してください（郵便番号、電話番号、金額、人数等）。
- ・郵便番号は7桁で記入してください。
- ・用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。
- ・字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。枚数制限がない場合でも利用する e-Rad においてアップロードができるファイルの容量に制限があることに注意してください。
- ・提案書類は、通しページ番号を中央下に必ず付けてください。
- ・提案書類の作成費用については、選定結果に関わらず申請者の負担とします。

3. 提案書類の記載内容

次ページ以降の様式1～様式8に必要事項を記載してください。

※ 様式にある四角囲みの注意書きは、削除してご使用ください。

※ 令和8年度の経費は、8月からの経費を積算してください。

提案書類書式等、応募に必要な資料の入手については、「Ⅱ.実施方法 3. 提案書類の受付等（1）提案書類書式の入手方法」を参照してダウンロードしてください。

(様式1)

課題解決型廃炉研究プログラム 申請書

課題名						
申請機関	機関名					
	代表者	役職名		氏名		
	所在地	〒				
事業 代表者	ふりがな 氏名		役職名			
	所属部署名					
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
	勤務先住所					
事務連絡 担当者	ふりがな 氏名					
	所属部署名					
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
再委託先 機関研究 責任者 ※1	ふりがな 氏名		役職名			
	所属部署名					
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
JAEA 研究 責任者 ※1	ふりがな 氏名		役職名			
	所属部署名					
	連絡先	Tel.	Fax.	E-mail		
課題概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 課題の概要について明瞭かつ簡潔に記載してください。(400字程度) </div>					
情報の取り扱いへの同意※2 (右記にチェック)					<input type="checkbox"/>	
再委託先 機関及び 所要見込額 (概算) ※1	機関名 (事業代表者及び研究責任者名)		年度別所要見込額 (単位: 千円) 該当の年度のみ記入してください。			
			令和8年度 ※3	令和9年度	令和10年度	計
	申請 機関	()				
	再委 託先 機関	()				
	JAEA	()				
	計					

※1: 単一機関での応募は不可です。再委託先機関又は JAEA との連携を明記してください。再委託先機関が複数ある場合、適宜欄を追加してください。2ページになっても構いません。

※2: II. 3. (3)に記載した「情報の取り扱い」を参照ください。

※3: 年度の表示については、和暦 (令和○年度)、又は西暦 (202●年度) のどちらでも可。

(様式2)

提案課題全体の研究計画

i. 福島第一原子力発電所廃炉ニーズとの関係性 提案課題によって解決が図られる「基礎・基盤研究の全体マップ」の一件一葉に示される課題番号とニーズ番号の組み合わせを最大5つ記載ください。 「基礎・基盤研究の全体マップ」: https://clads.jaea.go.jp/jp/rd/map/map.html			
記載例	課題番号-ニーズ番号: デブリー-201-1	No. 3	
No. 1		No. 4	
No. 2		No. 5	
研究成果が必要となる時期 (～のプロセスの前、2028年まで 等)			
「基礎・基盤研究の全体マップ」で示され、提案課題によって解決を狙う廃炉のプロセス以外にも提案課題の成果を反映できる廃炉プロセスがあれば具体的に記載ください。			
研究段階 (1つを選択してください) <input type="checkbox"/> 開発・検証段階 <input type="checkbox"/> 応用・高度化段階 <input type="checkbox"/> 実用化段階			
研究分野の分類 (1つを選択してください) <input type="checkbox"/> モデル・手法開発 <input type="checkbox"/> 装置・設備開発 <input type="checkbox"/> 特性・状態把握 <input type="checkbox"/> 材料開発 <input type="checkbox"/> 解析・評価 <input type="checkbox"/> その他 ()			
研究設備等の分類 (主に利用するものを選択して記載ください。複数可) <input type="checkbox"/> 研究遂行に使用する特徴的な解析コード () <input type="checkbox"/> 分析(ホット・コールド)装置・設備 (汎用装置(PC等)を除く) ()			
研究課題のアウトプットとその反映先の記述	研究成果によりどのような結果が得られると考えていますか?	アウトプット (具体的に記載) (どんな物理量、情報、データか?が判るレベルで記載)	
	研究成果により1F廃炉全体にどのような成果・影響が与えられると考えていますか?	アウトカム (具体的に記載) (どこに、どのようにメリットがあるかを具体的に記載ください。)	
	1F廃炉全体への成果の反映に必要な不可欠な別の研究、又は、その成果と組み合わせることで、1F廃炉全体の実現可能性が高まりかつ合理的となる、シナジー効果を生み出す他の研究があれば、その研究概要を記載ください。 (例えば、提案する「〇〇の測定技術」と「AIによる逆解析研究」を組み合わせることで××が可能となり、被ばくを合理的に抑えることができる。等)		

(様式2つづき)

ii. 全体計画

以下の「ii-1」～「ii-4」について、「I. 公募の内容」に記載されている研究内容や「II. 4. (2) 審査基準」の記載内容を踏まえ、以下の欄に具体的かつ定量的に記載してください。
(3ページ程度にまとめてください。)

ii-1 研究目標の妥当性

- ・ 背景と目的を明確にした上で、研究終了時における達成目標を具体的かつ定量的に記述してください。

ii-2 研究内容の革新性、独創性、新規性

- ・ 最近の研究動向を踏まえて、提案する課題が、革新性、独創性、新規性に富む先端的研究であるとともに、技術的妥当性について記述してください。

ii-3 研究効果、有効性、発展性、相乗効果

- ・ 研究目標が達成された場合の実用化に向けた発展性について記述してください。また、原子力基盤技術の向上に寄与する効果についても記述してください。
- ・ 他の技術分野への波及効果が期待できる場合には、それについても記述してください。

ii-4 研究計画、研究遂行能力、研究体制の妥当性

- ・ 後続の「2. 実施内容」、「3. 年次計画」及び「4. 実施体制」をまとめて本計画全体が目標達成のために過不足なく立案されていることを記述してください。
- ・ 課題解決に向けて、研究組織の分野横断的な有機的連携が保たれ、事業代表者及び研究分担者（研究責任者、研究者）が事業の終了まで責任をもって研究が効果的に進められることを記述してください。
- ・ 39才以下の若手研究者が体制に入っており、事業代表者又は研究責任者の役割を担っていることを記述してください。

(様式2つづき)

2. 実施内容

研究目標とそれを達成するための方法について、実施項目毎に内容を記述してください。また、その項目を担当する機関を括弧内に記載してください。その際、実施項目間の関係が分かるように記述してください。(1～2ページ程度でまとめてください。)

実施項目 (担当機関)	研究目標と方法
	[研究目標] [方法]
	[研究目標] [方法]
	[研究目標] [方法]

(様式2つづき)

(単位：千円)

3. 年次計画（線表）

研究目標を達成するための年次計画を記述してください。
各時点で何を達成すべきかのマイルストーンが分かるようにしてください。

- (1) 実施項目（細目）ごとに記載してください。また、実施機関が分かるように記載してください。
（線表の下に直接経費の見込額を記入してください。）
- (2) 下の表は3年計画を例示したものであり、研究期間に応じて適宜記載してください。
- (3) 間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。合計額が公募の研究経費内であることを確認して下さい。
- (4) 事業代表者若しくは研究責任者が若手の場合には、「若手」と実施項目に記載してください。

実施項目	令和8年度*1	令和9年度	令和10年度	経費の総額
直接経費				
間接経費				
合計				

*1 年度の表示については、和暦（令和○年度）、又は西暦（202●年度）のどちらでも可。

(様式2つづき)

【例】本ページは記載例なので提出時には削除してください

(単位：千円)

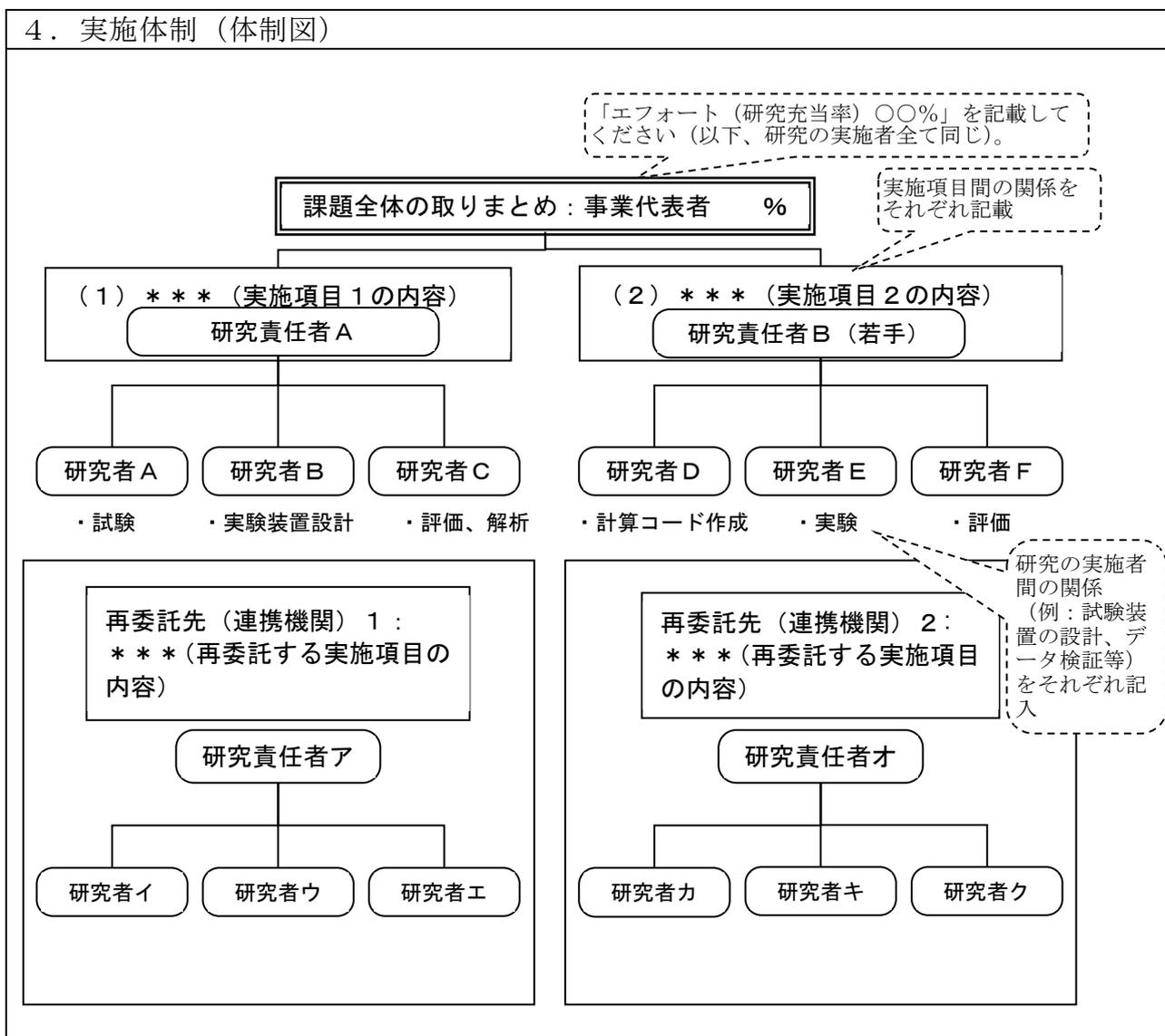
実施項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	経費の総額
(1)・・・に関する研究 ①・・・に関する試験 (〇〇大学)	<p>・・・の準備</p> <p>← 14,000 →</p>	<p>・・・の試験</p> <p>← 5,000 →</p>	<p>・・・の試験</p> <p>← 2,000 →</p> <p>取りまとめ</p> <p>← 7,000 →</p>	28,000
(以下同様に、実施内容と予算額を記載)				
②・・・に関する解析 (××研究所)【若手】	← 2,000 →	← 1,500 →	← 1,000 →	5,500
(2)・・・に関する研究 (△△機構)				
①・・・	← 12,000 →			12,000
②・・・		← 6,000 →	← 3,000 →	9,000
③・・・			← 5,800 →	7,800
			← 2,000 →	
(3)・・・に関する研究 (△△機構)				
①・・・	← 2,000 →	← 10,000 →	← 1,000 →	21,000
②・・・			← 8,000 →	8,000
			← 7,000 →	7,000
(4) 報告書作成等 (〇〇大学)	← 100 →			
		← 100 →		
			← 100 →	
直接経費	30,100	30,600	29,900	90,600
間接経費	9,030	9,180	8,970	27,180
合 計	39,130	39,780	38,870	117,780

(様式 2 つづき)

- (1) 下の図はイメージであり、記載形式は自由です。課題を構成する実施項目、実施内容、研究チームを構成する各機関の実施分担及び全ての研究の実施者の担当内容、指揮命令系統が分かるように記載してください。
- (2) 若手の研究責任者には「若手」と記載してください。
- (3) エフォート（研究充当率）について
総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
1人の研究の実施者が複数の実施項目に係わる場合は、その項目に係わるエフォートを記載するのではなく、この課題に係わる全エフォートを各実施項目に記載（全て同じ値）してください。

【例示】

4. 実施体制（体制図）



JAEAが参画する場合には、「JAEA（連携機関）」と記載ください。
JAEAが連携機関として参画する場合のJAEAに対する直接経費については、委託費の中には含まずJAEA内部で経費の配賦を行います。このため、JAEAは再委託先とはなりません。但し、JAEAの直接経費は申請書に記載願います。

(様式3)

全体計画の内訳

- (1) 金額は千円単位（千円未満四捨五入）とし、原則として消費税込みで記載してください。ただし、人件費、謝金、外国からの購入等に係る、非課税・不課税取引の10%は「消費税相当額」に計上してください。
- (2) 再委託先機関又はJAEAの経費を各欄の下段に括弧書きで機関別に内数で記入してください。なお、JAEAが連携機関として参画する場合、経費の適切な計上が必須となります。
- (3) 「設備備品費」は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は委託費で取得した機械装置等の改良に要する費用及び経費を計上してください。設備備品費で取得した物品はJAEAへ所有権を移転することになります。なお、JAEAへ所有権を移転することが見込まれる試作品についても計上してください。
- (4) 「人件費」は業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費も含まれます。また、国の補助金等からの人件費支出との重複は認められません。
- (5) 「旅費」は、海外渡航を行う場合、外務省の海外安全情報を確認し、遂行可能な計画を検討の上、計上してください。
- (6) 「外注費」は、試験片の加工や、計測等を外注する経費を計上できます。委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合も含まれます。
- (7) 「光熱水料」は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがある場合のみ計上してください。
- (8) 「間接経費」は、本事業遂行に関連して間接的に必要となる経費（直接経費の30%）です。ただし、JAEAが連携機関として参画する場合には、JAEA分の間接経費は計上できません。
- (9) 年度は、該当の欄のみ記入してください。

1. 年度別所要経費		(単位：千円)			
大項目	中項目	令和8年度*1	令和9年度	令和10年度	計
1. 物品費	設備備品費				
	消耗品費				
2. 人件費 ・謝金	人件費				
	謝金				
3. 旅費	旅費				
4. その他	外注費				
	印刷製本費				
	会議費				
	通信運搬費				
	光熱水料				
	その他 (諸経費)				
	消費税 相当額				
5. 直接経費計					
6. 間接経費 直接経費 の30%					
計					

*1 年度の表示については、和暦（令和〇年度）、又は西暦（202●年度）のどちらでも可。

(様式4)

機関別研究計画

- (1) 機関ごとに作成してください。
- (2) 「2. 機関の事業代表者」「6. 業務の実施場所、事業責任者及び研究分担者」には、主委託先機関の場合は事業代表者、再委託先機関の場合は研究責任者の氏名を記入してください。
- (3) 「3. 課題名」に記載する「実施項目」は「(様式2) 2. 実施内容」の実施項目を記入してください。
- (各機関3～5ページ程度にまとめてください。)

1. 機関名		2. 機関の事業代表者	
3. 課題名 (再委託先機関は実施項目)			
4. 年次計画	年度別に具体的に記載してください。		
5. 令和8年度における業務の内容	実施項目別に具体的に記載してください。		
6. 業務の実施場所、事業責任者及び研究分担者			
実施項目	実施場所 (機関名、所在地)	研究責任者 (氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)	
実施項目	実施場所 (機関名、所在地)	研究分担者 (氏名、ふりがな、所属、役職、連絡先: Tel, Fax, E-mail)	
7. テーマに関連してこれまで受けた研究費と成果等			

(様式4のつづき)

8. 令和8年度(2026年度)の所要経費			
大項目	中項目	主な品名・仕様・数量等	金額(千円)
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
	計		
人件費・謝金	人件費		
	謝金		
	計		
旅 費	旅 費		
	計		
その他	外注費		
	印刷製本費		
	会議費		
	通信運搬費		
	光熱水料		
	その他 (諸経費)		
	消費税相当額		
	計		
直接経費計	計		
間接経費	直接経費の30%		
総額	合計		
9. 経理 担当者	ふりがな 氏名		所属・ 役職
	連絡先	Tel. _____ Fax. _____ E-mail _____	
	所在地	〒 _____	

(様式5)

事業代表者及び研究者の研究歴等

- (1) 「(様式2) 4. 実施体制」に記載した研究者全員について記載してください。
(2) 各研究者の研究業績については(様式6)に記載してください。
(3) 採択後採用するポストドクター等については記載する必要はありません。

ふりがな 研究者氏名 (所属機関名・ 所属部署・職位)	最終学歴 及び学位	専門分野	研究歴 (受賞歴・表彰歴を含む)	事業責任者◎ 研究責任者○	年齢 (令和8年4 月1日時点)	経費(千円)

(様式6)

研究者調書

- (1) 「(様式2) 4. 実施体制」に記載した研究者全員について記載してください。
- (2) 「研究業績」欄に知的財産権を記載する場合は、本申請に関連したもの5件以内を、本申請との関連性とあわせて記載してください。
- (3) 「課題の区分」には、「(様式2) 2. 実施内容」に記載した項目を記入してください。
(各研究者当たり1ページ以内にまとめてください。)

所属機関・ 部署・役職・ 機関コード 番号		ふりがな 研究者氏名	
本事業のエ フォート率	%	e-Rad の研究者 番号 科研費研究者番 号(8桁)	生年月日 (西暦)

研究業績

本欄には、事業代表者及び研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、知的財産権、招待講演のうち、本研究に関連する重要なものを researchmap 等からコピーする等の方法で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りします。

- ① 例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、巻、最初と最後の頁、発表年(西暦)について記入してください。
- ② 以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略しても可。

--

本事業における他の課題の応募状況

課題の区分 (プログラム)	課題名	申請区分 (代表機関/再委託先機関)

(様式7)

他制度等による助成

- (1) 事業代表者及び研究分担者のうち、他制度（公的資金）による助成を受けているもの及び申請中のものがある場合には、以下のとおり必要事項を記載してください。再委託等で他機関を通じて助成を受けているもの、競争的資金以外の公的資金、申請中のものも含まれます。
- (2) 該当がない場合には、「助成制度」の欄に「なし」と記入してください。
- (3) 不合理な重複等の判定に使われますので、本申請との違いは明記するようお願いします。

1. 実施中の研究テーマ

1	助成制度			
	研究者氏名		当該研究者の役割	
	研究テーマ			
	研究期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和8年度エフォート	%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 令和8年度 千円/ 千円	期間全体 千円/ 千円	
	本申請との 違い			
2	助成制度			
	研究者氏名		当該研究者の役割	
	研究テーマ			
	研究期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和8年度エフォート	%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 令和8年度 千円/ 千円	期間全体 千円/ 千円	
	本申請との 違い			

2. 申請中の研究テーマ

1	助成制度			
	研究者氏名		当該研究者の役割	
	研究テーマ			
	研究期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和8年度エフォート	%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 令和8年度 千円/ 千円	期間全体 千円/ 千円	
	本申請との 違い			
2	助成制度			
	研究者氏名		当該研究者の役割	
	研究テーマ			
	研究期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	令和8年度エフォート	%
	助成金合計 (見込み)	(本人/課題全体) 令和8年度 千円/ 千円	期間全体 千円/ 千円	
	本申請との 違い			

- ・上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ・研究期間が「平成」の場合には、「平成」と修正すること。
- ・年度の表示については、和暦（令和〇年度）、又は西暦（202●年度）のどちらでも可。

(様式8)

用語の説明書

本提案書類に記載している専門用語及び略語のうち、難解な専門用語等を記載されている場合等、特に必要と思われるものについて、簡単な解説を記載してください。なお、用語の説明書はよりの確な審査を目的としたものであり、提出を義務付けるものではありません。(記載形式は自由です)

提案書類チェックシート

提案書類について、欠落がないかチェックしてください。提出は不要です。

提案書類の提出先等については、「Ⅲ. 2. 提案書類の作成」を確認ください。

チェック欄	チェック項目		備考
<input type="checkbox"/>	様式 1	申請書	—
<input type="checkbox"/>	様式 2	提案課題全体の研究計画	6～7 ページ程度
<input type="checkbox"/>	様式 3	全体計画の内訳	—
<input type="checkbox"/>	様式 4	機関別研究計画	機関ごとに作成 3～5 ページ程度 / 1 機関
<input type="checkbox"/>	様式 5	事業代表者及び研究者の研究歴等	—
<input type="checkbox"/>	様式 6	研究者調書	研究者ごとに作成 1 ページ / 1 研究者
<input type="checkbox"/>	様式 7	他制度等による助成	—
<input type="checkbox"/>	様式 8	用語の説明書	必要に応じて作成
<input type="checkbox"/>	/	「ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し	—

IV. 委託研究契約

1. 委託研究契約の締結

(1) 契約条件等

採択された課題については、予算の成立を前提に、JAEAと事業代表者の所属する機関（受託者）との間において、国の会計年度独立の原則に従い単年度ごとに委託研究契約を締結することになります。なお、JAEAが事業代表者と委託研究契約を締結する場合は、JAEAの契約書及び要領によるものとします。契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても取消しとなる場合があります。

また、研究進捗状況等に関するPOの評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

なお、契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、採択されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。この旨を再委託先にも十分周知してください。

[契約締結に当たり必要となる書類]

審査の結果、採択された場合、速やかに契約作業が進められるよう、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。採択後改めて公募事務局から連絡しますので、速やかに提出できるように準備をお願いいたします。なお、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）他

(2) 再委託契約について

受託者が課題を実施するに当たって、共同で課題を実施する機関（再委託先）を業務計画書に記載の上、本委託研究契約の一部を委託する場合は、その機関との間において、再委託契約を締結するとともに、再委託契約に基づき再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理してください。

2. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

JAEAが負担する研究に要する経費の範囲は、国内の大学、研究機関、企業等が行う研究に係る直接経費及び間接経費とします。間接経費は直接経費の30%とします。詳細は（別紙2. 直接経費及び間接経費について）を参照してください。

(2) 委託費の積算

研究に必要な経費を実施項目ごとに算出し、総額を計上してください。

その内容を提案書類の様式2～4に記載してください。なお、様式4については、実施機関が分かるように記載してください。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託研究契約期間終了後にJAEAが支払うものとします。ただし、JAEAが必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

なお、JAEAが連携機関として参画する場合のJAEAに対する直接経費については、委託費の中には含まずにJAEA内部で経費の配賦を行います。

(4) 委託費の額の確定等

当該年度の委託研究契約期間終了後、委託研究契約書に基づいて提出していただく委託研究経費計算書等を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

なお、再委託先に本委託の一部を委託する契約を行う受託者は、当該年度の委託研究契約期間終了までに再委託先から研究成果報告書を受けて、再委託契約の額の確定等を、受託者におけるJAEAの確定調査の前に行い、その結果をJAEAの確定調査の際に報告するようにしてください。

3. 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた研究成果報告書を、紙媒体及び電子媒体で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式をPDF及びword形式とします。

研究成果は、JAEAのホームページ等で公開される可能性があるほか、公募事務局が主催する成果報告会で発表を求めることがあります。

また、研究成果報告書をホームページ等で公開することから、当該報告書の様式については、JAEAの指定様式とします。さらに、当該報告書は、公開情報になることに留意して、機微情報や著作権上の取り扱いを確認していただいた上で提出していただきます。

(2) 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権^{*}等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

また、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属に

については、前述にならうものとしします。

なお、研究チームの構成にあたっては、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属について、応募前に受託者と再委託先の間で取決めてください。

※ 委託研究の目的として作成される提出書類に係る著作権は、プログラム等を除き、すべて J A E A に帰属します。

(3) 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できる者は、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

(4) J A E A の研究成果の取扱い

研究体制に J A E A が参画して研究を実施する場合には、受託者は、研究内容を業務計画書に記載することとし、研究成果報告書には J A E A が実施した研究によって得られた成果を含めるものとしします。また、J A E A が実施した研究によって得られた成果は受託者及び J A E A の共有とし、共有に係る知的財産権については、相手方の同意を得て第三者にその実施を許諾することができることとしします。

詳細については契約時に定める委託研究契約の契約条項によることとしします。

4. 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託費により取得した資産の所有権は、「額の確定」後、J A E A に移転していただきます。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、J A E A から貸与を受けるか貸借契約を締結する必要があります。

なお、資産については、受託者が J A E A との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

(2) 研究終了後の設備備品等の取扱い

研究終了後における設備備品等の資産の取扱いについては、別途 J A E A との協議となります。

(3) 放射性廃棄物等の処分

委託業務の実施により発生した放射性廃棄物等は、受託者の責任において処分してください。

V. 研究費の適正な執行について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠した体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{*1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインを準拠し、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあるとされています。本事業においても、競争的研究費において取られた措置に準拠し、間接経費削減等の措置を行う可能性があります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠した「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、採択決定後3週間以内に、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約が認められますが、この場合は令和8年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照ください。

(体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※上記のウェブサイトは、令和7年度チェックリストの内容ですので、令和8年度版チェックリストに関することにつきましては、令和8年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて御確認ください。

※注意：提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

3. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)については、以下のとおり厳格に対応をします。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下、「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への事業代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、委託費を返還した年度の翌年度から ^{※4})	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 委託費を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(3) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数等）について、文部科学省において原則、公表することとされています。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在、文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠した体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに準拠した体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあるとされています。本事業においても、競争的研究費において取られた措置に準拠し、間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

5. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準拠した取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下、「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、採択決定後3週間以内に、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和7年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

※上記のウェブサイトは、令和7年度研究不正行為チェックリストの内容ですので、令和8年度版研究不正行為チェックリストに関することにつきましては、令和8年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて御確認ください。

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイ

トを参照してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

6. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(1) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加^{*}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下、「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への事業代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又は	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの

	る論文等の著者	これらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(3) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限されることとなります。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(4) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表がなされます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

7. 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度*において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R3. 12. 17 改正)] に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、事業代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和○年○月○日

日本原子力研究開発機構

廃炉環境国際共同研究センター長 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○○大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○○ ○○

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

9. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。かかる観点から、競争的研究費その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

10. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下、「外為法」という。)に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術

を非居住者（特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下のウェブサイトを参照ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
【URL】<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
【URL】<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
【URL】<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
【URL】<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
【URL】https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用

に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、令和7年度以降に公募を開始するものについて、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

1 1. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」（令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

【URL】<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

1 2. 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

1 3. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に準じて、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

1 4. 費目間流用について

費目間流用については、J A E Aの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

1 5. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

1 6. 年度末までの研究期間の確保について

本事業においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応いたします。

(1) 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として委託研究完了届を提出することを義務付け、J A E Aにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行います。

(2) 委託研究経費計算書の提出期限を5月31日とします。

(3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とします。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

1 7. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

【URL】https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

1 8. 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本事業に採択された事業代表者等は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

1 9. 研究設備・機器の共用促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2025」(令和7年6月6日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025年(令和7年)11月18日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和7年7月10日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が1,000万円以上で汎用性のあるものを購入する場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用することが可能かどうか等の確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定 (R3.3.26)]
【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定 (R7.6.6)]
【URL】https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3策定)
【URL】https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
【URL】<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
【URL】<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
【URL】<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議 (R7.11.18)]
【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7.7.10)]
【URL】https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

20. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う等、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管

理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度*の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ※ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

2 1. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10年程

度の一定の雇用期間を確保する等、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

2 2. 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

2 3. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政等様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

2 4. U R A等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、U R A等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究開発マネジメント人材や、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」（令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会）において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、本事業により、U R A等の研究開発マネジメント人材を雇用する場合には、優秀な研究開発マネジメント人材を確保する観点から、当該人材の安定的な雇用を確保すべく、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、無期雇用ポストの創出など、機関の実情に応じた形で安定的な雇用を実現する方策を実行することに努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

2 5. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

- ・ 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。
- ・ 論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JAEA Nuclear Energy S&T and Human Resource Development Project Grant Number 1 5桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。
- ・ 本事業の1 5桁の体系的番号は、JPJA26P*****（*は8桁の e-Rad の課題 I D）です。

国コード	: J P
機関コード	: J A
採択年度（下2桁）	: 2 6
プログラムコード	: P（課題解決型廃炉研究プログラム）
提案コード	: e-Rad の課題 I D（8桁）

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

- 1) 論文に関する事業が一つの場合（体系的番号「JPJA26P12345678」の場合）

【英文】This work was supported by JAEA Nuclear Energy S&T and Human Resource Development Project Grant Number JPJA26P12345678.

【和文】本研究は、JAEA英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業 JPJA26P12345678 の助成を受けたものです。

2) 論文に関する事業が複数(2つ)の場合(体系的番号「JPJA26P12345678」及び文部科学省 XX 事業「JPMX234567」の場合)

【英文】This work was supported by JAEA Nuclear Energy S&T and Human Resource Development Project Grant Number JPJA26P12345678 and MEXT XX Program Grant Number JPMX234567.

【和文】本研究は、JAEA英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業 JPJA26P12345678、文部科学省 XX 事業 JPMX234567 の助成を受けたものです。

26. ライフサイエンス分野からのデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて(中間とりまとめ)」(令和6年7月31日)では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共有・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

27. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。)を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証

を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

28. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRPの中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRPで対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託[※]いただき、NBRPにおける収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用等の使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

【URL】 <https://nbrp.jp/resource/>

29. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で、18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

VI. Q & A

応募対象者・対象課題について

Q：事業代表者は「申請機関（自ら研究を実施する国内の大学、研究機関、企業等）に所属する職員」とのことですが、この場合の「職員」にはどこまでの範囲の者が含まれるのでしょうか？

A：ここでいう「職員」とは、当該機関等と雇用関係にある（雇用契約が締結されている）者全てを意味します。雇用関係があれば、常勤・非常勤の別は問いません。ポストドクター等の身分の方々もこれに含まれます。

Q：事業代表者及び研究分担者（研究責任者、研究者）は、応募から事業終了に至るまでの間で交代することは可能でしょうか？

A：事業代表者は、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む）に関して全責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募から事業終了に至るまでの間に研究者自らの意思に基づく応募資格の喪失、所属機関の変更、退職、人事異動、長期外国出張その他の理由により、事業代表者及び研究等（「課題」において実施する研究・人材育成等をいう）の研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、事業代表者及び研究分担者となることを避けてください。また、特別な理由がない限り事業代表者の交代は認められません。ただし、任期付きの研究者の応募を妨げるものではありません。

Q：研究責任者とはどのような方を指すのでしょうか？

A：様式2に記載いただいた実施項目の責任を負うもので、その役割を果たすための経費が明確に計上されている必要があります。

Q：研究者が1名でも研究責任者として申請できるのでしょうか？

A：申請できます。研究内容の研究責任者と申請書に明記していただくことが必要です。

Q：事業代表者又は研究責任者が若手研究者の場合、参画する研究者は若手に限定されるのでしょうか？

A：事業代表者又は研究責任者が若手研究者の場合、参画する研究者の年齢は問いません。

Q：学生（大学院生等）の参画は可能でしょうか？

A：学生の業務への参加は、下記の要件（①～③）がすべて満たされる場合は「業務参加者」として参画できます。

- ① 業務・事業に直接従事する「業務参加者」として求められる資質等を満たしていること
- ② 雇用契約等（委嘱も含む）が締結されているか又は労働条件通知書が交付されているとともに、仕様欄等に相当する業務の内容や役割分担等が明記されていること
- ③ 学生としての利益に相反しないように学内で定められている規定等に則っていること

Q：応募に当たって、複数機関の連携は必須でしょうか？

A：事業代表者は、他機関の役割を明確とし、その役割を果たすために必要となる経費を配分して連携体制を組むことを必須の応募要件としております。応募要件を満たさない場合は、公募事務局による申請書類の審査の段階で失格となります。

また、JAEAが連携機関として参画する場合、経費の適切な計上が必要となります。

Q：海外の研究機関の再委託先又は請負としての参画は可能でしょうか？

A：海外の研究機関は、再委託先となることはできません。請負とすることはできますが、国内外にかかわらず、契約に際し請負先が成果の権利を主張しないように注意してください。

Q：連携機関として東京電力を含めることは可能でしょうか？

A：東京電力を連携機関として申請することは可能とします。ただし、東京電力は、本事業に要する経費を申請しないこととします。

Q：課題の提案は、「特定ニーズ」のみを対象としているのでしょうか？

A：特定ニーズだけではなく、「基礎・基盤研究の全体マップ」の中で、「基礎基盤研究の追求により課題解決につながる（青色評価）」と評価された課題の解決に資する提案を募集します。当該青色評価には青色評価を含むグラデーションで表現されているものも含まれます。

Q：「特定ニーズ」を対象に、研究課題として申請すると有利になるのでしょうか？

A：審査では「福島第一原子力発電所廃炉ニーズとの関係性」と「研究内容」の観点で総合的に評価されます。なお、評価点が同点のときには、考慮される可能性があります。

Q：研究成果報告書は公開されるのでしょうか？

A：研究成果は、JAEAのホームページ等で公開されるほか、公募事務局が主催する成果報告会で発表を求めることがあります。また、研究成果報告書をホームページ等で公開することから、当該報告書の様式については、JAEAの指定様式とします。さらに、当該報告書は、公開情報になることに留意して、機微情報や著作権上の取り扱いを確認した上で提出をしていただきます。

委託費について

Q：「設備備品費」に、パソコン等の購入費用を含めることは可能でしょうか？

A：本委託業務の研究に専有する計算機については購入可能ですが、研究室で共用できるような汎用性の高い機器等の購入費を直接経費に計上することはできません。

Q：「様式2」の4. 実施体制におけるエフォート（研究充当率）と人件費の積算内容は整合が取れている必要があるでしょうか？

A：整合が取れている必要があります。

Q：本委託業務に伴う事務作業のため、新規の事務員を雇う経費を直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：本委託業務のためだけに雇用する場合であっても、管理部門に係る経費を直接経費に計上することはできません。

Q：学内・機関内の研究設備・装置の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：研究機関の規程等により研究機関内の研究設備・装置の使用時間当たり等の使用料が定められて課せられており、当該研究の実施のために直接使用する経費分として明確に切り分けることができ、かつ、当該設備・装置を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支

出額の妥当性を説明できれば、計上することができますが、利益を含めることはできません。

Q：直接経費ではなく、間接経費で計上する光熱水料との違いは何でしょうか？

A：事務スペース、共用スペースに係る光熱水料等、当該研究に直接使用しているとは言えないものは、間接経費で計上することになります。なお、当該研究に直接使用している光熱水料であっても、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合であり、かつ、原則個別メーターがあることが、直接経費に計上する条件になります。

Q：複数の研究資金と合算して使用することはできるでしょうか？

A：旅費（他の事業の用務と合わせて1回の出張を行う場合）及び消耗品（他の事業の用途と合わせて一括購入する場合）について、本事業と他の事業との間で「区分経理」を明確にした上で合算使用できます。

Q：学会等への参加のための参加費・旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究実施上必要なものについては、学会等への参加のための参加費・旅費を直接経費に計上することができます。なお、「旅費」は、海外渡航を行う場合、外務省の海外安全情報を確認し、遂行可能な計画を検討の上、計上してください。

Q：打合せのための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：課題の実施に直接必要と認められる旅費については、直接経費に計上することができます。

取得資産の管理について

Q：取得資産の所有権は委託者であるJAEAに移転するとありましたが、受託者（再委託先を含む）が受託業務の完了後にこれを使用することは可能でしょうか？

A：可能です。ただし、原則、有償譲渡となります。なお、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条「財産の処分の制限」に該当する資産については、あらかじめ財産の処分の承認が得られている必要があります。

Q：取得資産の管理について、受託業務完了後に使用する場合、原則、有償譲渡とありますが、無償となる可能性はないのでしょうか？

A：原則は有償譲渡ですが、「文部科学省所管に属する無償貸付及び譲与に関する省令第3条」に該当する機関（国立大学法人、独立行政法人、公益法人等）については、協議の上無償貸付等について検討します。

委託費の支払いについて

Q：委託費は、いつ受託者に支払われるのでしょうか？

A：本委託業務に係る委託費は、原則として額の確定を受けた後の精算払いとなります。ただし、受託者からの申請を受け委託者（JAEA）が必要と認めた場合に限り、概算払いも可能です。

再委託契約について

Q：1つの課題において締結できる再委託契約の件数に制限はあるのでしょうか？

A：再委託先の数に制限はありませんが、受託者は再委託先の管理を含む全ての責任を負うととも

に、全ての事務手続きの窓口となることとなりますので、それらを十分に考慮した上で再委託先の数を決めていただく必要があります。

その他

Q：NDEC参加に係る旅費・宿泊費についても本事業の直接経費として計上可能でしょうか？

A：可能です。

(別紙1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募の流れ

参照URL : <https://www.e-rad.go.jp/>

研究機関が行います

e-Rad への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書(様式1-1)をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知(事務代表者の e-Rad ログイン ID)がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書(様式1-1)に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照URL : <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「10. 研究機関手続き編」
「11. 研究機関事務分担者手続き編」「12. 研究者手続き編」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。「II 実施方法 3. 提案書類の受付等(1) 提案書類書式の入手方法」を参照ください。

参照URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。詳しくはⅢ. 2「提案書類の作成」を御覧ください。

参照URL：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います（研究機関の承認が必要な場合）

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照URL：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「2. 申請受付編」

研究機関事務分担者用マニュアル「1. 申請受付編」

JAEAにて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者ごとの操作マニュアルを参照してください。

e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、事業代表者名、予算額及び実施期間）については、「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(別紙2) 直接経費及び間接経費について

1. 直接経費

○ 物品費

研究開発に要する取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する経費（資産計上される設備備品）、研究開発に必要な試作品、及び消耗品の購入に要する経費が対象になります。

○ 人件費・謝金

研究開発に直接従事する実施者及び補助者（人材派遣を含む。）の人件費（ただし、運営費交付金、私学助成金及びその他国からの補助金・委託費の対象を除く。）並びに、研究開発の実施に必要な知識、技能、情報等の提供に対する協力者への謝金が対象になります。

○ 旅費

研究開発の実施者、補助者、協力者が研究開発の実施に必要な移動等に要する経費、並びに外国からの研究者等の招へいに伴う経費が対象になります。

○ その他

上記の各費目に含まれない、研究開発の実施に直接必要な外注費（雑役務費）、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、物品等の借損料、研究機関内の施設・設備の使用料、学会参加費、及び研究の実施に係る保険等に要する諸経費、並びに消費税相当額等が対象になります。

※ 光熱水料は、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量使用料の場合のみが対象となります。原則個別メーターがあることとし、その使用量により計上額を算出します。

(算出例)

	パターン	設備の例	算出方法の例
1	フロアーの一部を専有エリアとして当該研究を実施している場合		<p>【例1】 使用料＝電力会社等の契約単価（円/kwh）×{（フロアー全体の使用電力量÷フロアー全体面積）}×（当該研究を実施している専有エリア面積）</p> <p>【例2】 使用料＝フロアー全体の年間又は月ごとの光熱水費×（当該研究を実施している専有エリア面積÷フロアー全体面積）</p>
2	研究設備を共同利用している場合	スパコン、 高圧電子顕微鏡等	<p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>※研究設備の場合、メーカーが単位時間当たりの定格電力量を明示している。</p>
3	フロアーの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備	クリーンルーム内にある設備	<p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>＋</p> <p>（クリーンルーム全体の年間又は月ごとの光熱水費）×（クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合（20%であれば0.2））</p>

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費の対象としません。

- 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- 机、椅子、複写機等、研究開発機関で通常備えるべき物品を購入するための経費。
- 研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- その他、間接経費を使用することが適切な経費。

なお、公募により採択された業務計画期間中に取得する設備備品（試作品含む）は、委託業務を実施する上で最低限必要な性能を有するものとし、その必要性及び経済性を踏まえた妥当性について精査します（取得の理由、リース又はレンタルや役務等其他の方法との比較等）。

2. 間接経費

研究開発の運営、成果の取りまとめ等、間接的に必要となる経費については、間接経費として計上できます。間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。

間接経費の執行は、機関の長の責任の下、間接経費の使用に関する機関としての方針等に則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保してください。

間接経費については、証拠書類を適切に保管し(毎年度の事業完了翌年度から5年間)、また、収支簿を作成する等してその収支を明らかにし、適正な管理・執行に努めてください。

間接経費の主な使途の例示

各受託機関において、本事業による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。

○管理部門に係る経費

- ・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

○研究開発部門に係る経費

- ・共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究開発の実施者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- ・特許関連経費

- ・研究棟の整備、維持及び運営経費

- ・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- ・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- ・設備の整備、維持及び運営経費

- ・ネットワークの整備、維持及び運営経費

- ・大型計算機（スパコンを含む。）の整備、維持及び運営経費

- ・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- ・図書館の整備、維持及び運営経費

- ・ほ場の整備、維持及び運営経費

等

○その他の関連する事業部門に係る経費

- ・研究成果展開事業に係る経費

- ・広報事業に係る経費

等

※上記以外であっても、間接経費の配分を受けた各受託機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能とします。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(別紙3) 府省共通経費取扱区分表について

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合等には、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページ

ージに掲載すること等により、公開を進めることとする。

- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

府省共通経費取扱区分表

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその振付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。		
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等		
	人件費 ・謝金	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		
謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による業務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の業務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。			
旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費) 等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
その他	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等		
	会議費	業務・事業の実施に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場賃料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等		
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
	その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圍場賃料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代、パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料、論文投稿料(論文掲載料)、論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料、クラウド利用料等) ・特許関連経費 ・業事相談費 ・薬品・處方等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により『旅費』に計上するものを除く)		
	消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に關して非(不)課税取引となる経費		
	間接経費	直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に要する経費として、被配分機関が使用する経費。		
再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)			

問合せ先

本公募に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

<p>事業の概要に関する 問合せ</p>	<p>日本原子力研究開発機構 廃炉環境国際共同研究センター</p>	<p>TEL： 0240-21-3530 e-mail： CLADS-hojokin※jaea. go. jp (※を@に変更して送付してください。) 担当者： 宇佐美、岩井 午前 9：00～午後 5：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く</p>
<p>提案書類の作成・登録に関する手続き等 に関する問合せ</p>	<p>【公募事務局】 公益財団法人 原子力安全研究協会 研究支援部</p>	<p>TEL： 03-5470-1995 e-mail： kenkyu※nsra. or. jp (※を@に変更して送付してください。) 担当者： 小野 午前 10：00～午後 5：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く</p>
<p>e-Rad の操作方法に関する問合せ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>TEL： 0570-057-060 (ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く</p> <p>e-Rad の利用可能時間帯 原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。</p>